

同時発表：国土交通本省

令和8年3月31日14時00分
近畿地方整備局
和歌山河川国道事務所

いのちとくらしをまもる
防災減災



流域治水

和歌山県 和歌山市 海南市 紀の川市



もう、水害常襲地域とは言わせない、流域治水の本格的実践

～紀の川水系貴志川等を「特定都市河川」に指定～

国土交通省では、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、令和8年3月31日に紀の川水系貴志川等の計14河川を特定都市河川に指定します。

- 平成29年、令和5年など浸水被害が度々発生している貴志川等における流域治水の本格的な実践に向けて、国土交通大臣は、流域治水関連法の中核をなす特定都市河川浸水被害対策法第3条第1項等に基づき、令和8年3月31日に紀の川水系貴志川等の計14河川(和歌山県)を特定都市河川に指定します。
- 今後、紀の川水系貴志川等では、河川管理者・流域の自治体の長等で構成する流域水害対策協議会を組織し、河川整備の推進に加え、雨水流出抑制対策の実施、水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり等の浸水被害対策を流域一体で計画的に進めてまいります。
また、令和8年3月31日から、流域内において一定規模以上の土地を宅地にする行為等について、河川への雨水の流出増加を抑制するための対策を義務付ける運用が開始されます。
- 国土交通省では、順次、特定都市河川の指定を全国の河川に拡大していくこととしており、流域治水関連法の枠組みによる取組の一層の強化を図ってまいります。
≪特定都市河川指定の状況(近畿地方整備局管内)≫※令和8年3月31日時点
指定済み河川数：4水系87河川

【添付資料】

- 別紙1 「流域治水」の本格的実践に向けた紀の川水系貴志川等の特定都市河川への指定
- 別紙2 紀の川水系貴志川等の特定都市河川と流域の概要
- 参考 法的枠組みを活用した「流域治水」の本格的実践

<取扱い>

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ、和歌山県政記者クラブ、和歌山県政放送記者クラブ、和歌山県地方新聞記者クラブ

<問合せ先>

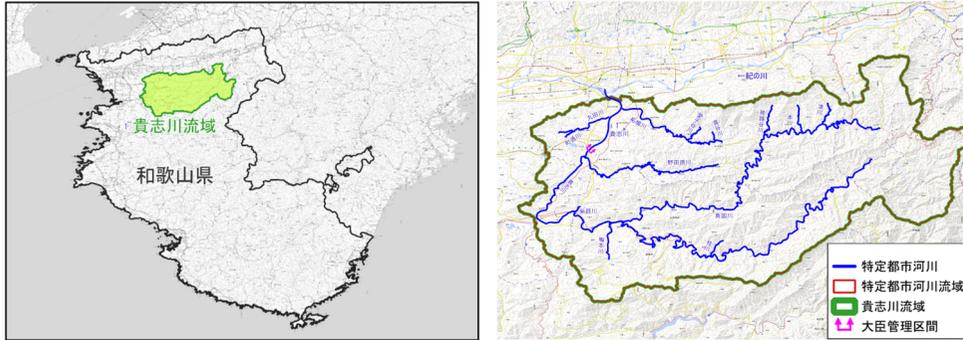
近畿地方整備局和歌山河川国道事務所

副所長(河川) 人見 剛ひとみ たけし、流域治水課長 黒田 公平くろだ こうへい

電話：073-424-2471(代表)

貴志川流域の特徴

- 貴志川は、紀の川の河口から19.0km付近で合流する河川延長39.1km、流域面積313.2km²の一次支川であり、合流点から約6.0kmまでが大臣管理区間である。また、貴志川には13河川が流入している。



近年の水害、特定都市河川指定に向けた動き

H29.10	前線に伴う豪雨により床上99戸、床下128戸の浸水被害が発生
R 5.6	前線に伴う豪雨により床上80戸、床下177戸の浸水被害が発生
R 6.10	流域市町担当者へ特定都市河川に係る説明
R 7.1	指定の方向性に関する関係者（4市5町）との事前合意
R 7.11~	流域住民等に、特定都市河川指定に向けた説明を実施
R 7.11	貴志川流域水害対策協議会設立に向けた準備会を開催
R 8.3.31	特定都市河川指定
R 8年度 第4四半期	流域水害対策計画策定予定



▲R 5.6洪水における浸水被害状況



▲貴志川流域水害対策協議会準備会の様子

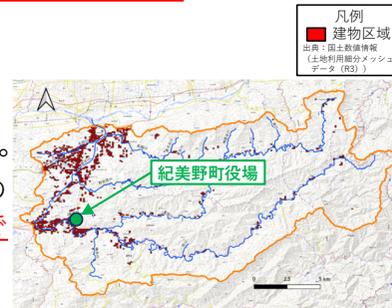
法的枠組み(特定都市河川制度)を活用した「流域治水」の本格的実践 ※検討中

- 河道掘削や築堤等の河川整備による浸水被害対策
- 田んぼダムやため池の治水利用などによる浸水被害対策
- 対策後も浸水が想定される区域において、貯留機能保全区域や浸水被害防止区域の指定による浸水被害対策 等を検討

①貴志川流域は、和歌山市、海南市、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、有田川町の4市5町で構成され、**貴志川は家屋連坦地域及び役場が立地した地域を流れる。**

②貴志川とその支川では、これまで氾濫による**浸水被害が度々発生**しており、令和5年台風第2号に伴う大雨では広範囲で浸水被害をもたらした。

③接続する紀の川からの背水影響で貴志川の水位が高い時間が続くと、**多くの支川等で排水が困難となり、浸水被害が発生するおそれがある。**



▲浸水状況(海南市野上中地区) (R 5)



▲浸水状況(紀美野町下佐々地区) (R 5)

河川整備に加え、特定都市河川指定により、**更なる「流域治水」の推進を図る。**

【特定都市河川指定】法的枠組みを活用し流域全体での浸水被害対策を推進。

- ・「流域水害対策計画」の策定。法定計画により浸水被害対策を推進。
- ・雨水浸透阻害行為の許可による流域全体で流出量を増やさない取組の推進。

【ソフト対策】

降雨前の事前放流による低水位管理
降雨予測等をもとに、ため池の貯留水を事前に放流し、空き容量を確保します。

期別の低水位管理
非かんがい期は常時低水位管理を行うなど、期別毎に水位を設定して空き容量を確保します。

【ハード対策】

洪水調節容量を確保するための取組として、ため池の堤体の高上げ、洪水吐きスリット（切り欠き）の設置、廃止予定のため池を活用するための整備を行います。

▲スリットの設置状況

施策の効果

・降雨時の流水をため池に貯留することにより、下流域の洪水を軽減することができます。

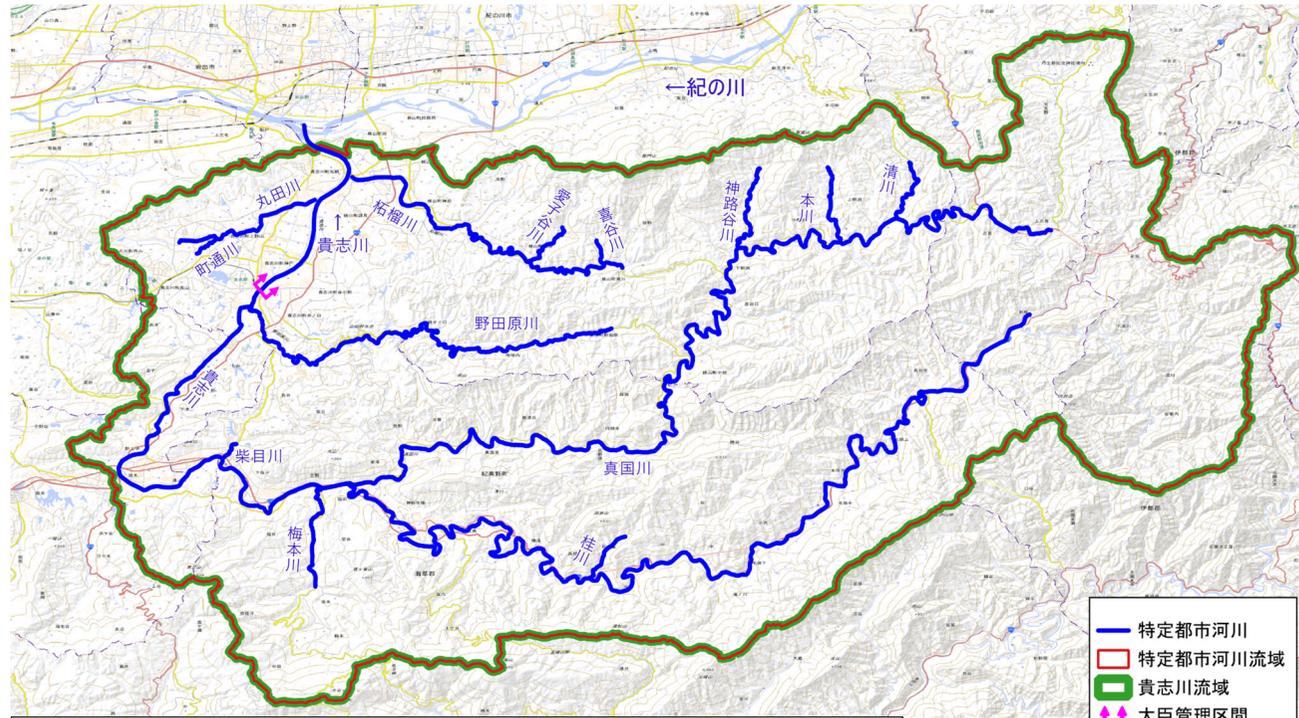


他河川の取組事例

出典：流域治水施策集 Ver.2.0 水害対策編
(発行：国土交通省水管理・国土保全局治水課)

▲ため池の治水利用のイメージ

特定都市河川及び特定都市河川流域図



※当該特定都市河川に雨水を排除する下水道の排水区域（下水道法第2条第7号に規定する排水区域）は存在しない 出典：国土地理院ウェブサイト

- 特定都市河川
- 特定都市河川流域
- 貴志川流域
- 大臣管理区間

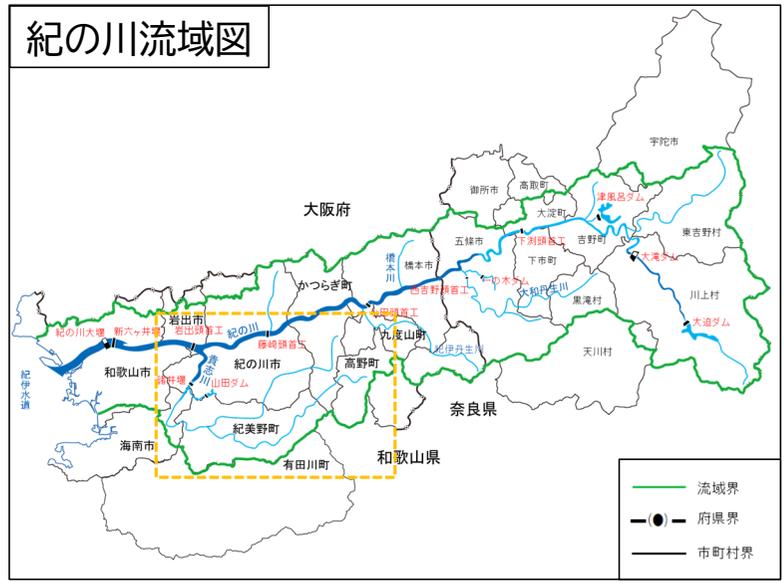


表 指定する河川の区間

河川名	読み	区間	
		上流端	下流端
貴志川	きしがわ	左岸 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字新城九三〇番一地先 右岸 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字新城一七五番一地先	紀の川への合流点
柘榴川	ざくろがわ	左岸 和歌山県紀の川市桃山町黒川三二番二地先 右岸 和歌山県紀の川市桃山町黒川四九五番地先	貴志川への合流点
愛子谷川	あいこだいがわ	左岸 和歌山県紀の川市桃山町善田七四二番二地先 右岸 和歌山県紀の川市桃山町善田一六六番二地先	柘榴川への合流点
喜谷川	きたにがわ	左岸 和歌山県紀の川市桃山町善田四六九番地先 右岸 和歌山県紀の川市桃山町善田九三三四番一地先	柘榴川への合流点
丸田川	まるたがわ	和歌山県紀の川市貴志川町西山一三六一番地先	貴志川への合流点
町通川	ちょうどおりがわ	左岸 和歌山県紀の川市貴志川町岸宮八〇二番地先 右岸 和歌山県紀の川市貴志川町岸宮八〇一番七地先	丸田川への合流点
野田原川	のだはらがわ	左岸 和歌山県紀の川市桃山町野田原一七〇七番二地先 右岸 和歌山県紀の川市桃山町野田原一五七七番一地先	貴志川への合流点
柴目川	しばめがわ	左岸 和歌山県海草郡紀美野町動木三四六番三地先 右岸 和歌山県海草郡紀美野町動木三四五番四地先	貴志川への合流点
梅本川	うめもとがわ	左岸 和歌山県海草郡紀美野町奥佐々二〇番地先 右岸 和歌山県海草郡紀美野町梅本一番地先	貴志川への合流点
真国川	まくにがわ	左岸 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字志賀一五五一番二地先 右岸 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字志賀一六七番一地先	貴志川への合流点
神路谷川	かみろだいがわ	左岸 和歌山県紀の川市下瀬一六六番二地先 右岸 和歌山県紀の川市下瀬一六五番地先	真国川への合流
本川	もとがわ	左岸 和歌山県紀の川市上瀬一五一一番二地先 右岸 和歌山県紀の川市上瀬一五一一番一地先	真国川への合流
清川	きよかわ	左岸 和歌山県紀の川市上瀬六九一番七五地先 右岸 和歌山県紀の川市上瀬八八九番二四地先	真国川への合流点
桂川	かつらがわ	左岸 和歌山県海草郡紀美野町松ヶ峯二一七番二地先 右岸 和歌山県海草郡紀美野町松ヶ峯二二五番一地先	貴志川への合流点

特定都市河川指定区間

紀の川水系貴志川等 計 14河川

流域面積 約313.2km²

流域には、和歌山市、海南市、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、有田川町の4市5町を含む

概要

- 気候変動により、本支川合流部や狭窄部などの箇所において、従来想定していなかった規模での水災害が頻発している（例）平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風 等
- このため、今後、特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川を全国の河川に拡大し、ハード整備の加速に加え、国・都道府県・市町村・企業等のあらゆる関係者の協働による水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりを進めるとともに、流域における貯留・浸透機能の向上を図る

特定都市河川の指定対象

市街化の進展 市街化の進展が著しく、流域内可住地の市街化率が概ね5割以上の河川	自然的条件等 本川からのバックウォーターや接続先の河川への排水制限が想定される河川	狭窄部、景勝地の保護等 のため河道整備が困難又は海面潮位等の影響により排水が困難な河川
---	---	---

流域治水の計画・体制の強化

特定都市河川の指定 全国の河川へ指定拡大
流域水害対策協議会の設置 計画策定・対策等の検討
流域水害対策計画 策定 洪水・雨水出水により想定される浸水被害に対し、概ね20～30年の間に実施する取組を定める
関係者の協働により、計画に基づき「流域治水」を本格的に実践

【流域水害対策協議会の構成イメージ】

(協議会設置) 国土交通大臣指定河川：設置必須 都道府県知事指定河川：設置任意
(構成員) 流域水害対策計画策定主体 接続河川の河川管理者 学識経験者その他の計画策定主体が必要と認める者
(協議事項の例) 流域水害対策計画の作成に関する協議 計画の実施に係る連絡調整
⇒ 構成員は協議結果を尊重

流域水害対策計画に基づく流域治水の実践

河川改修・排水機場等のハード整備

流域水害対策計画に位置付けられたメニューについて、整備を加速化する

- 河道掘削、堤防整備
- 遊水地、輪中堤の整備
- 排水機場の機能増強 等

雨水貯留浸透施設の整備

流域で雨水を貯留・浸透させ、水害リスクを減らすため、公共に加え、民間による雨水貯留浸透施設の設置を促進する

①雨水貯留浸透施設整備計画の認定
都道府県知事等が認定することで、補助金の拡充、税制優遇、公共による管理ができる制度等を創設

- 対象：民間事業者等
- 規模要件： $\geq 30\text{m}^3$ （条例で0.1～ 30m^3 の間で基準緩和が可能）

②国有財産の活用制度
国有地の無償貸付又は譲与ができる

- 対象：地方公共団体



雨水貯留浸透施設の例



雨水浸透阻害行為の許可

田畑等の土地が開発され、雨水が地下に浸透せず河川に直接流出することにより水害リスクが高まることのないよう、一定規模以上の開発について、貯留・浸透対策を義務付ける

- 対象：公共・民間による $1,000\text{m}^2$ 以上の雨水浸透阻害行為

※条例で基準強化が可能

保全調整池の指定

100 m^3 以上の防災調整池を保全調整池として指定し、機能を阻害する埋立等の行為に対し、事前届出を義務付けることができる

- 指定権者：都道府県知事等
- 埋立等の行為の事前届出を義務化
- 届出内容に対し、必要に応じて助言・勧告

浸水被害防止区域の指定

浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定し、開発規制や居住誘導・住まい方の工夫等の措置を講じることができる

- 指定権者：都道府県知事
- 都市計画法上の開発の原則禁止（自己用住宅除く）
- 住宅・要配慮者施設等の開発・建築行為を許可制とすることで安全性を確保

住宅・要配慮者施設等の安全性を事前許可制とする



浸水被害被害防止区域における居住誘導・住まい方の工夫のイメージ

貯留機能保全区域の指定

洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する農地等を指定し、機能を阻害する盛土等の行為に対し、事前届出を義務付けることができる

- 指定権者：都道府県知事等
- 盛土等の行為の事前届出を義務化
- 届出内容に対し、必要に応じて助言・勧告



貯留機能を有する土地のイメージ